

めて玉出町の前身たる勝間村を開きたるものなるべし。而して勝間村の開発されたる年代は如何と云ふに、既に以前にも叙述したる如く唯仁治の頃と傳ふる外何等の記録もなく、此の以外に貞觀年中に開發されたりと傳ふるものあるも之れとて根據ある説にはあらず。仁治は四條天皇の御宇にして紀元一九〇〇年頃なるを以て今より六百八十年許り以前に當り、北條泰時執權時代の末尾の頃なるが貞觀は其れよりも尙四百年以前即ち今より千六十餘年以前の時代にして、清和天皇の御宇即ち紀元一五一九年以後十八年間の年號なり。是に於て一つの重要な問題は當然起らざるべからず。即ち勝間村の開發期を六百八十年前説とするか將た千五百年前説となすべきかの點にあるが、著者は寧ろ六百八十年前説に與みせんと欲す。何となれば貞觀と承和の末とは僅かに十年許りの年差あるのみにして承和は十四年間繼續し而して承和の五年に小野篁が隱岐の國に配流せらるゝ際に「八十島かけて」の歌を詠じたることを思へば其の頃の此の地(玉出町)は尙海底にあるか又は然らずとも海水常に浸入して到底人民の住居を許さざる一帯の低濕地たりしことは之を想像するに難からず。然らば此の地の開發期は一千年以前と見る

よりも寧ろ其れ以後即ち七百年前頃と推測する方當れるに近し。

戦史との關係

勝間村と戦史との關係は甚だ僅少なりと稱すべく、遠き以前の事は文書に現はれざりしを以て單に推測に止まるべきが、當村の東方連續せる丘阜地一帯には源平時代にも又南北朝時代にも戦争行はれたる史蹟あり。従つて足利幕府の頃殊に其の末尾に近き義晴時代の享祿四年には、管領細川高國其の族細川晴元の爲めに攻伐せられて敗死したるが、此の時當村も亦戰場となりし事蹟あり。今當時の戦狀を記述したる「細川兩家記」なる書に掲ぐる所を左に抄録すべし。

かやうに成行けば御所様御屋形も難義に及ぶといへ共、三好元長在津侯の間不苦、同十日に境を攻むべきとて常植の御勢播磨淀川をこし欠郡中島へ陣替し、先陣は住吉のこつまに陣取を堺より押よせ切勝て播磨のあしかるに谷福島を初め八十餘人が首討取、堺勝元方は悦なり、常植方は利を失候て天王寺、今宮、木津、難波に陣取、常植は中島の内うらいに陣取給ふ、浦上は同野田、福島に陣取なり、其勢

二萬餘騎と風聞なり、境の町人ぎやうてんし門々垣をしたりければ誠御被なきの日と見ゆるなり云々。(細川兩家記―群書類從第十三輯第五八六頁)

常植は高國の事にして法名を道永と稱す、曾て同族澄元と争ひ永正六年之を破つて阿波に奔らしむ、十五年大内義興管領を辭して周防に歸るや高國代つて管領となる。然るに彼は威勢を恃みて毫も悛むる所なく聲望大いに傾くに至りたるが、此の時澄元の子晴元六角定頼の姻縁を得て其の援軍を乞ひ南海の兵を率ひて高國を攻め、遂に之れを滅ぼしたり、上述細川兩家記の一節は即ち其の經路を物語るものにして「先陣は住吉のこつまに陣取るを堺より押よせ云々」と記せるは正に當村を戦地となしたる明白の証據とすべし。

其後慶長十九年徳川家康大阪城を攻めたる時、東軍の部將蜂須賀至鎮勝間村に陣し進んで木津方面に向ひしことあり(西成郡誌第一九五頁參照)以上の戦記以外には此の地に著しき戦争ありし模様なく、其の時の當村の情態を考ふるに、地低くして兵を用ふるに便ならず、又海路の要衝にもあらざりしを以て何等築城等の必要もなかりしならん、従つて戦史の方面より勝間村を研究することは甚だ困難の事

たるを免れず。又上記の細川兩家の間に於いて戦ひたりし所謂「こつま」の地は、東方高地にある古き「こつま」の地ならんかと云ふ者あるが、元來憑據すべき何等の記録なければ的確の判断を下すに極めて不便なり。而して著者は堺と大阪との兵略的地位關係より考察して此の「こつま」の陣地は今の玉出町に當るものとなすを妥當の見解なりと信ず、因みに享祿四年は紀元二千百九十一年に相當し、此の地が始めて開發されたりと傳ふる仁治年代より以後約二百年即ち今より四百八十年前の頃と知るべし。又慶長十九年は紀元二千二百七十四年にして享祿四年より以後八十三年に當り今年より起算して正に三百九年の以前にあり。

第三章 地理

(一) 地勢

大阪市以南東成郡天王寺、住吉村所領聖天山、阿倍野、帝塚山一帶丘陵を成せる所、紀州街道以西は地勢平坦にして地味肥沃耕作に適し、而して町の西端を横流せる十

三間川は往時幅員廣くして舟楫の便少なからざりし由傳ふるも今は纔に小舟の運漕を見るのみにして工場地必須の製産材料の運搬には規模餘りに狭小にして貢献する所少きが如し。大阪市接續町村の多くが今や郊外住宅地となり本店及び銀行會社等の通勤者漸次其の數を増加し來るの大勢に伴ひ當町も亦其の影響を受け日に月に面目を改め居れるは注意すべし。

(二) 位置及廣袤

當町は大阪市を距る南方十餘丁の處に位し廣袤東西十町南北十六町面積四十三萬六千五百七十七坪九合七勺あり。西は十三間川を以て限り、南は粉濱村に隣り、東は東成郡天王寺村住吉村に境し、北は今宮町を隔て、大阪市に對せり。町は大坂府西成郡の所轄にして舊名を勝間村と稱し來りしが、近時人口急激に増加したる結果、大正四年十一月町制を施行し更に勝間の名を改めて玉出町と稱し以て今日に及べり。

土地面積

當町の包有する土地面積は左の如し

宅地	十五萬千七百二十一坪七合七勺
畑	二十二萬五百二十坪
雜地	千六百二十坪
民有地計	三十七萬三千八百六十九坪七合七勺
町有地	八千八百二十二坪六合四勺
町道路	二萬九千八十二坪七合五勺
下水溝	七千八百五十五坪
官有地	一萬六千四百二十七坪八合一勺
小計	六萬二千八百八十八坪二合
合計	四十三萬六千五百七十七坪九合七勺

第四章 戶數及人口

當町は徳川幕政時代古くより勝間千軒の稱ありし程の大村なること世人の周知

する所なるが、千軒と稱するも、其實は七八百戸に過ぎざりしならんとは古老の物語る所なり。而して明治初年頃の事は茫として知る能はざるも、其の後一般行政事務漸く整ひ殊に町村制施行の頃より戸籍制度亦完備せしを以て其の以來に於ける戸口の消長は一目歴然たり、之れを既往に徴するに明治二十四五年頃は戸數六百四五十、人口三千五六百に過ぎざりしもの、四十年頃には戸數八百八十九、人口二萬を算するに至りたり。即ち之れを三十年前に對照すれば、戸數に於いては約九倍、人口に於いては六倍の増加率を示せるは、當町の發展力の如何に大なるかを知らるべき也。今大正二年以降毎年末の戸數、人口並に増加の状態を數字によりて左に証明すべし。

年 別	戸 數	人 口	前年末 比較増減
大正二年末	二、〇三二	九、一四二	
同 三年末	二、一一七	九、三八七	二四五
同 四年末	二、三二六	一〇、三五四	九六七

同 五年末	二、四五二	一〇、五一四	一六〇
同 六年末	二、六二二	一一、二四三	七二九
同 七年末	二、九二八	一二、四一七	一、一七四
同 八年末	三、六九一	一二、七〇三	二八六
同 九年末	三、二七九	一四、二〇三	一、五〇〇
同 十年末	四、六二四	一七、四五三	三、二五〇
同 十一年末	五、五五四	一九、四三九	一、九八六
同 十二年末	五、九八五	二二、二九二	一、八五三

第五章 行政

(一) 上古より徳川時代迄

玉出町の舊名たる勝間村は曾て住吉郡に屬せしものなるが、慶長十四年改めて西成郡に編入せらる。西成住吉兩郡の名は既に延喜式に見わたるが、何時頃より住吉

郡を設けられ、「こつま」の名稱を附せられしかは明かならず。又住吉松葉大記神領部二十四には百濟郡に於いて中在家、今在家、木妻を住吉神社の神領地として擧げたるも實際の地域は分明ならず。住吉郡より西成郡に移管されたる頃は村の廣袤は現在の反別よりも尙大なりしが、天明寛政の頃本村の一部たる勝間新家を割きて之れを東成郡天王寺村に編入したる由傳ふ。然るに本村が住吉郡に入れる以前には百濟郡の屬邑なりしものゝ如し。而して百濟郡も亦延喜式攝津十三郡の一に擧げられたるも、其後同郡の村落は多く他郡に編入せられたるを以て、大阪南部の諸村は欠郡又は闕郡の名にて存在し、其れも遂には住吉、西成、東成の三郡に分屬するに至りたり。往古孝徳天皇難波長柄豊崎に皇宮を御造營ありしより難波京の名は甚だ高く、天武天皇の白鳳六年には榮譽なる攝津職をも置かれたる程なりき。其後建武より足利時代に入り殊に應仁の頃には近畿の地は全く兵亂の巷と化し更に元龜天正に及んで全國亂れて麻の如く、織田氏により僅かに統一の緒を得、豊臣氏亞いで其の業を完成したるが、豊公薨去後は徳川氏と隙を生じ、元和元年五月大阪城は遂に陥落して豊臣家は全く滅亡せり。斯くの如き急激の政治的大變動ありし

間に在つて勝間村當時の状態は果して如何なりしか、文書の何等徴すべきものなきを以て之れを知るに由なきも、堺が當時關西に於ける第一の貿易港として此の港を通じて外國の製品頻りに輸入せられ國民目を此の方面に注ぎ居たる時代なれば、織田豊臣の頃に堺と大阪の中間に在る勝間村が比較的急速の進歩をなしたるや亦疑ふべからず。慶長十四年には片桐市正の檢地ありて村高千五百十一石三斗三升四合と定まりたるも、延寶五年に又青山大膳亮の新檢地ありて其の結果反別を百十五町八反二十八歩と算定し其石高を千四百三石五斗三升三合に改めたり。

今試みに古來行政上の沿革を叙せんに、攝津職は一名之を攝津太夫と稱し、國司中最も名譽ある職名なり且その任務は極めて重くして一般國司の職掌は勿論郵便驛遞の事より船舶の指揮監督乃至來朝せる支那朝鮮の使節接待に至るまで管掌せり。第一期の攝津職は丹比麿にして其後職を襲ぐもの廿六年を経ること百十七、桓武天皇延暦十三年三月和氣清麿此の職に在りし時代に攝津職の官職は廢せられ元の如く國司を置きて行政を司らしむ建武の頃には河内守楠正成公當國の

守護職を兼ね其後文和(北朝)の頃は佐々木氏其守護職となり、應安(北朝)の頃には細川氏の領に歸したるが永正四年四月政元其臣香西元近のために殺害せられ、同族澄元代りて管領となれり。然るに政元の義子高國と隙を生じ、國內の諸族或は高國に従ひ或は澄元に屬して相争ふに及びて、所々に戰亂絶えず、永正五年高國は一時勝利を博して尼崎城に在りたるが、享祿四年に至り燈元の子晴元大軍を率ひて進撃せしにより之れと天王寺に戦ひ軍敗れて高國遂に尼崎に於て自刃せり。爾後晴元は又一時大いに勢を張りしも天文二十二年三好長慶高國の義子氏綱を擁し晴元を攻めて之れを逐へり。永祿中織田信長之れを降し、元龜の頃荒木村重の領に歸したりしも、天正七年村重叛して滅亡せしを以て池田信輝之れを領有し、後豊臣秀吉の直屬地となれり。元和元年豊臣氏亡ぶや徳川氏は同年六月勢州龜山の城主松平忠明に大阪城を與へたりしも、同五年七月更に松平氏を大和郡山に移したり。其れより後は城代制度を設け、其下に東西兩町奉行を置き専ら警察及び裁判の事務を司らしめ、同六年には大阪鈴木町七年には同谷町の二箇所に代官所を設けたるが此の代官制度は幕末に至るまで存続せり。

以上は即ち當村と深き關係ある大阪及び其の附近の行政沿革の一端なるが幕政時代勝間村年貢納入等の事務は總て鈴木町代官所の管掌に屬したり。當時本村の制度は他村と同じく自治制を用ゐたるが、而も今日の如く投票などの制度全くなきを以て一村の代表者たる庄屋の就任は幕吏の指命に出でたる事固より言ふ迄もなし。庄屋は代々世襲の制を用ひ、本村にては所謂一村一人制度にして後藤儀三郎氏の家は代々之れに任せられたり。大阪の南部接續村に於ても今宮村、木津村、難波村、天王寺庄等には二人又は三人の庄屋を有し各自の受持地を支配せしが、本村は千四百餘石の大村なりしも終始一貫後藤氏一人の手に於て行政を主管せり。庄屋の次には村年寄及百姓代ありて俗に之を三役と稱す。年寄の數は數人にして百姓代は一人なりき。百姓代とは即ち百姓惣代の意なり。即ち庄屋、村年寄、百姓代を稱して三役と云ひ此の三役によりて村の自治制は遲滞なく行はれたり。本村の石高檢定は前に述べたる如く慶長十四年と延寶五年の二回にして、慶長の時は片桐氏擔當し延寶の時は尼崎の城主青山氏之れに當りたり。而して片桐氏の檢地を古檢と云ひ青山氏の其れを新檢又は青山檢と云へり。檢地帳は租稅徵收の標準たるべ

き貴重の原簿にして、田畑地の丈量は勿論土地の肥瘠用水より耕作の便否に至るまで之れを考査し、一段歩に對する米の收穫率を定むるものなるが、一反歩の收穫率を見積るを石盛と云ひ、其の高を定むるを檢地と稱す。檢地帳は二冊を作り、其一冊を村に付與して收租に便ならしむ。尙日常使用するものは別に檢地帳の寫本を備ふるを常例とす。新檢は延寶五年に行ひしものなるが、其の實施は十二箇年後の元祿二年なりといふ。又舊幕時代には南部大阪接續の村落に畑場八箇村なる名稱ありて即ち

粉濱村 勝間村 津守村 今宮村 木津村 難波村 西高津村 清堀村
西濱町

以上の八箇村落を指稱するものが、接するに之れ等の地は百濟郡の舊縱の一部にして、又古しへ關郡の名ありし地方なり。而して之れを舊村名を以て説示すれば中在家、今在家、勝間、今宮、西高津、木津、難波の各村及び吉右衛門肝煎地にして、交通、水利、耕作等總て其状態を同うするものあるによりて舊幕時代に畑場八箇村なる名稱を附したるなり。此の八箇村には年番制を置きて總代庄屋を設くる等常に相結束

して行政上の便宜を計りたるが、明治五年六月庄屋制度は遂に廢止せられたり。

(二) 維新以後

徳川幕府顛覆して王政復古の大業成るや、舊代官の支配地を三田、尼崎の兩藩の取締に移し、明治元年正月二十二日大阪鎮臺を津村別院(今大阪市東區本町四丁目)に置き、大納言醍醐忠順その長官に任せらる。同月廿七日大阪鎮臺を大阪裁判所と改稱し、醍醐氏之れが總督となり、伊達宗城(宇和島藩主)は副總督に任せられ、二月二日其の廳舎を舊西町奉行所跡(東區内本町橋詰町)に移す。此月谷町舊代官所跡に新たに司農局を設置し、大阪裁判所の直屬として専ら租稅事務を管掌す。閏四月二十一日府藩縣の三治制となり、府縣に知事及び判事を置く。五月二日大阪裁判所を改めて大阪府となす。七月八月司農局を南北二局に分ち、北局は依然舊所に設置し、南局を鈴木町舊代官所跡に置き、河内國一圓を管し、判事稅所長藏篤之れに長とし、北局は攝津部内を管す。權判事陸奥陽之助(宗光)之れに長たり。而して勝間村等は即ち此の北局の管下に屬す。二年正月廿日大阪府を再び割きて河内、攝津の二縣を置き、南